

## 市営住宅等の入居者の皆様へ

日頃は市営住宅等の管理運営にご理解とご協力をいただきありがとうございます。  
令和6年度からの、制度の変更点を整理しましたので、ご案内いたします。

### 1 インターネットで手続きができるようになりました

同居者の異動、車庫証明、退去の手続きなどが、市役所に行かなくても、  
お手持ちのスマートフォン等からできるようになりました。

市営住宅・再開発住宅に入居されている方の手続き



ページ番号 1013237 更新日 2024年3月29日

印刷 大きな文字で印刷

入居中の方が必要となる手続きについてご案内します。



### 2 連帯保証人の確保の必要がなくなりました

より安心して市営住宅に入居できるように、令和6年4月から変更となりました。  
入居中の方も、所定の手続きをすることで、連帯保証人の確保が不要となります。  
連帯保証人を継続して有効とすることもでき、その場合の手続は特にありません。  
連帯保証人を取りやめる場合の手続きは、令和6年の夏頃に詳しくご案内します。  
※連帯保証人を取りやめる場合、緊急連絡先を2名教えてください。

### 3 近隣で異変があれば、すぐに連絡してください

「最近、姿をみかけない」

「部屋の中で倒れていないか」

異変に気が付くためには、

日頃のお付き合いが大切です。



## 4 部屋はルールを守ってきれいに使用しましょう

退去時に、通常の使用では考えられない住宅の損傷を発見し、  
原状回復に多額の費用が必要になるケースが発生しています。  
居室を清潔に保つよう心がけるなど、異常の早期発見にご協力ください。

『多額出費の例 原状回復 約50万円（退去者より聞き取り）』



（壁に穴が空いていないか、落書きがされていないか等、確認をお願いします）  
万が一、住宅を傷つけてしまった場合には、市に直ちに連絡してください。



ルールの詳細は、

入居時の配布している「入居者のしおり」をご覧ください。  
インターネットからもダウンロードできます。



## 5 自転車置場等の共用部分について

入居者の皆様には、お互いに協力のうえ使用いただきありがとうございます。  
所有者がわからない自転車等は、撤去等をしていきたいと考えています。  
ご自身の持ち物に間違いがないよう、より一層の管理をお願いします。

磐田市建設部建築住宅課  
住宅管理グループ 37-4851